平成26年度前期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第３項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　等級別実施職種

⑴　１級及び２級

園芸装飾、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（焼結に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ、切削工具研削（工作機械用切削工具研削に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、築炉、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びＦＲＰ防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装（壁装作業に係るものに限る。）、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及びフラワー装飾

⑵　３級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械保全（機械系保全及び電気系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、商品装飾展示及びフラワー装飾

⑶　等級を区分しないもの（単一等級）

路面標示施工

２　技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

⑴　試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

⑵　実技試験

ア　手数料

(ｱ) 17,000円（ただし、婦人子供服製造については14,100円）

(ｲ) 11,300円（在校生が受検する場合に限る。）

なお「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の４第３項第１号から第３号まで、第３号の３、第５号及び第７号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

イ　実施期日

平成26年６月４日（水）から平成26年９月９日（火）までの間において指定する日に行う。

ウ　実施場所

試験は、次に掲げる場所において行う。

(ｱ) 新潟県立新潟テクノスクール

新潟市中央区鐙西１丁目11番２号

(ｲ) 新潟県立上越テクノスクール

上越市大字藤野新田333番２

(ｳ) 独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟職業能力開発促進センター

長岡市住吉３丁目１番１号

(ｴ) その他、別途新潟県職業能力開発協会が通知する場所

エ　問題の公表

実技試験問題は、平成26年５月28日（水）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種

については行わない。

(3) 学科試験

ア　手数料

3,100円

イ　実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

(ｱ) 平成26年７月20日（日）　に実施する職種

３級

園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、商品装飾展示及びフラワー装飾

(ｲ) 平成26年８月24日（日）　に実施する職種

１級及び２級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工及び塗装

(ｳ) 平成26年８月31日（日）　に実施する職種

１級及び２級

粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作及び広告美術仕上げ

(ｴ) 平成26年９月７日（日）　に実施する職種

１級及び２級

園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾

単一等級

路面標示施工

ウ　実施場所

試験は、次に掲げる場所において行う。

(ｱ) 新潟県立新潟テクノスクール

新潟市中央区鐙西１丁目11番２号

(ｲ) 新潟県立上越テクノスクール

上越市大字藤野新田333番２

(ｳ) 独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟職業能力開発促進センター

長岡市住吉３丁目１番１号

(ｴ) その他、別途新潟県職業能力開発協会が通知する場所

３　受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア　技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ　実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ　手数料

(2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地２（新潟県公社総合ビル４階）

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成26年４月７日（月）から平成26年４月18日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア　技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験なので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ　申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ　申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、郵送による申請は、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

エ　実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、１に掲げる検定職種以外の職種について

も受検申請ができる。

4　手数料の納入方法

実技試験の手数料の額（前記２の(2)のアに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

5　合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を、３級に係るものについては平成26年８月22日（金）、その他の等級については平成26年10月３日（金）付けの新潟県報でそれぞれ公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については新潟県職業能力開発協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

１級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、２級及び３級の技能検定の合格者には新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

6　その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課（電話025-280-5263）へ問い合わせること。